

# 市民自治協議会設立に向けて（案）

---

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| I. 市民自治協議会とは                                 | 1  |
| 1. 市民自治協議会とは                                 | 1  |
| 2. 市民自治協議会設立の目的                              | 2  |
| 3. 市民自治協議会の構成                                | 3  |
| 4. 市民自治協議会ができたら                              | 4  |
| 5. 市民自治協議会の取り組み・活動                           | 5  |
| II. 市民自治協議会設立までのながれ                          | 6  |
| 1. 第1段階 検討会（まちづくり交流会）などの開催、地域の様々な人々への参加の呼びかけ | 7  |
| 2. 第2段階 プラットホーム（設立準備会）の設置、組織構成の検討・規約の作成      | 7  |
| 3. 第3段階 地域まちづくり目標・事業計画（地域まちづくり計画）の検討、作成      | 12 |
| 4. 第4段階 市民自治協議会設立総会の開催、市民自治協議会設立             | 15 |
| III. 市民自治協議会ができた後について                        | 16 |
| IV. Q&A                                      | 17 |

# I. 市民自治協議会とは

## 1. 市民自治協議会とは

- 地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織です。
- 概ね小学校区単位で設立します。

一定のまとまりのある地域（概ね小学校区程度以下）においてどのような課題があるかを把握し、その課題解決や住みよいまちづくりに向けて、地域のことは地域で考え、一体となって取り組む組織です。

この組織では、自分達の住んでいる地域について語り合い、自発的に地域の将来像を考えていく必要があります、その将来像に向かって地域に住む人が当事者意識を持って、計画的に取り組んでいくことが重要になってきます。設立にあたっては強制的に提案しているものではありませんので、地域の実情に応じて、地域において設立の必要性などの検討を十分に行うことが大切です。

区域については、地域の皆さんのお互いの顔が見える範囲、あるいは地域の特性や課題が共有できるような範囲ということで、概ね小学校区程度以下としています。

### 【参考】生駒市自治基本条例第43条第1項 抜粋

（市民自治協議会など）

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

〈解説〉

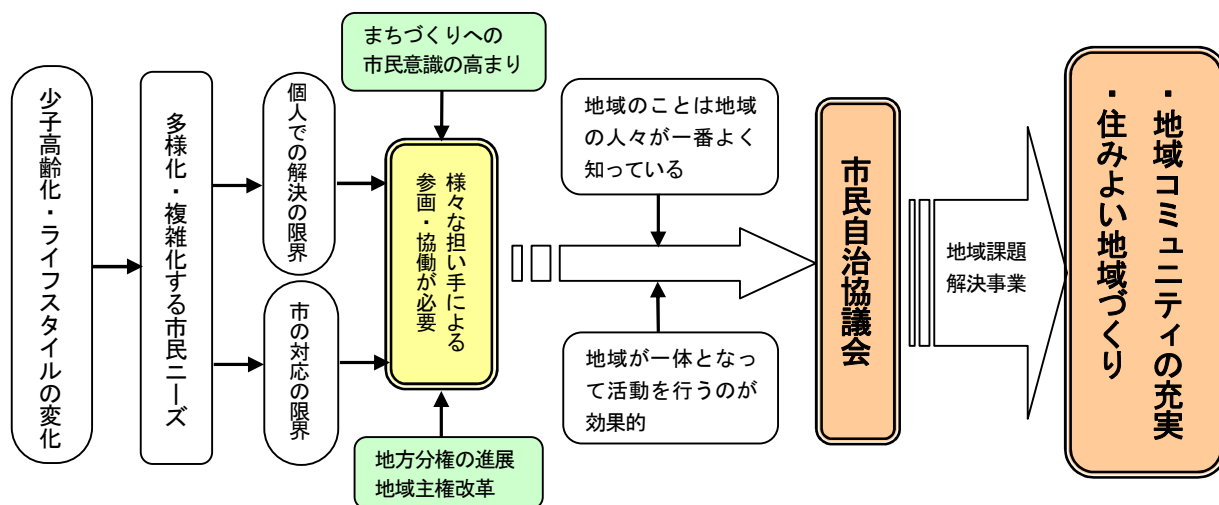
地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

## 2. 市民自治協議会設立の目的

様々な地域課題や地域のニーズに的確に対応していくため、地域におけるコミュニティの充実を図り、地域が主体となって地域の身近な課題を解決できるしくみを築いていことが求められています。

近年、厳しい経済情勢による税収減や人口減少・少子高齢化などによる社会環境の変化により市民・地域におけるニーズが多様化・複雑化する中、また、地域防災・防犯、地域福祉、通学路問題など地域において様々な課題が発生し、市だけで対応することは難しくなっています。一方では、地域のまちづくりへの市民意識が高まり、様々な団体が連携して地域課題に取り組み、NPO・ボランティア団体の活動も盛んになりつつあります。また、平成23年3月の東日本大震災において、地域における相互助け合いの重要性が改めて見直され、地域における絆を育むことの必要性も高まっています。

このような状況の中、市民・地域のニーズに対応していくためには、地域における公共サービスを担うのは市だけでないという意識を持ち、市民と市が、あるいは市民同士が相互に連携していくことが必要です。市民が公共サービスを提供する側に参画することで、よりニーズに応じたサービスが可能となります。そのためには、個人でできることは個人で（自助）、個人でできないことは地域で補い、地域でできることは地域で担い（共助）、そして市が支援し、補完する（公助）というように、連携しながら地域課題を地域全体で考え、地域で助け合い、支えあうための仕組みづくりにより、互いに助け合って地域の課題を解決することが求められています。





#### 4. 市民自治協議会ができたら

##### ■地域の総意による地域課題の解決

地域の総意に基づき、一体感を持って地域課題に取り組みます。

##### ■相互補完・相乗効果の期待

各種団体が連携・協働することで、お互いの活動に刺激を与え、活動の幅が拡がりよりよい活動に発展する相乗効果が期待できます。

##### ■効率的な活動が可能

地域内での各種団体相互の人材を活用することにより、活動が効率的になります。

##### ■地域住民の地域参画の意識高揚・促進

地域課題解決に向け地域へ参画し、取り組むことにより、地域への愛着が生まれます。

市民自治協議会は、地域内の各種団体のネットワーク化や相互補完を図るとともに、地域の特色を活かした組織であるため、地域の細やかな課題にも対応することができ、地域住民の皆さんの満足度が高まることが期待できます。

自治会については、地域の人と人、地域と人、さらには地域と市をつなぐ地域活動の核として、地域においてなくてはならない存在であることから、市民自治協議会が設立されたのちも、組織の構成団体の中心的な役割を果たしていただくこととなります。

各種団体については、これまでの活動はそのまま継続していただくことに加え、継続が難しくなった事業についても、市民自治協議会の組織力を活かして、連携・協働していける可能性もあるので、より活動の幅が広がります。

自治会をはじめ各種団体については、より効率的・広域的・発展的な地域のまちづくりの事業を行っていくためには、単独としてよりも、市民自治協議会として取り組んでいくことも期待できます。

## 5. 市民自治協議会の取り組み・活動

地域におけるまちづくりの目標を定め、目標を実現するための取組を出来ることから行います。

地域の将来像や目標を示した地域まちづくり計画を定め、地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを出来ることから計画的に実施していきます。また、その計画に基づき、具体的な事業計画を作成し、活動を実施していきます。

これらの活動を通して、身近な公共サービスの創造・提供や地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりにつながります。

【参考】生駒市総合計画 分野1-(2)-1※より抜粋

自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

- ※ 1・・・市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- (2)・・・地域活動・市民活動の活性化
- 1・・・地域活動・市民活動

【想定される主な活動例】

- 暮らしの安全・安心、防災に関する活動
- 健康づくり、福祉の増進に関する活動
- 快適な生活環境及び景観の保全に関する活動
- 人権尊重、社会教育や生涯学習に関する活動
- スポーツ、文化に関する活動
- 地域の特性を生かした活動 等

※地域まちづくり計画は、市民自治協議会設立時に策定できていれば望ましいですが、地域の将来像・目標を定めるものであるため、まとめ上げて策定するまでには労力・時間がかかる可能性があります。その時には、まずは事業計画を作成し、活動していくことも考えられます。

## Ⅱ. 市民自治協議会設立までの流れ

地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織であることから、地域の住民や団体の意志や自発性を確認しながら進めていくことが必要です。

設立までの流れはあくまで一例です。

地域の総意に基づき、自主的・自律的に活動をおこなっていきます。

### 市民自治協議会設立

#### 協議会設立総会の開催

設立総会を開催し、規約や事業計画などを決定します。

### 第4段階

市民自治協議会設立後には、協議会が実施する地域の課題解決に関する事業や地域の交流促進に関する事業に関し、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 地域のまちづくりの目標・事業計画の検討・作成

地域の将来像・目標を決め、地域課題を解決するための事業計画を作成していきます。

※この段階では、地域まちづくり計画ができているのが望ましいですが、作成していくのにかなりの労力・時間がかかりますので、まずは地域課題を解決するための事業計画を作成していきます。

### 第3段階

プラットフォーム（準備会）を立ち上げた場合において、地域課題解決に関する事業を実施する場合には、要件を満たせば、予算の範囲内で補助金を交付します。

#### 組織構成の検討・規約の作成

総会や理事会、部会などの機関、会長などの役員など、地域の実情に応じた組織構成を検討します。

#### プラットフォーム（設立準備会）の設置、課題の発見

各種団体や地域住民などによるプラットフォームを設置し、地域の課題を発見・共有するとともに、それを解決するための組織構成・事業内容などを検討します。

### 第2段階

#### 地域の様々な人々への参加の呼びかけ

検討会などの開催時には参加していなかった各種団体や地域住民などに、プラットフォーム（準備会）の参加を呼びかけます。

### 第1段階

#### 検討会（まちづくり交流会・円卓会議）などの開催

顔の見える関係作りからはじめ、地域住民や各種団体の把握を行い、まちづくりへの機運を高めていきます。

・必要に応じてアドバイザーとして市職員も会議に出席します。また、場合によっては、学識経験者も出席を行います。  
・会議等の打ち合わせの際には公共施設の提供などについても配慮します。



## 第1段階

---

### ■ 検討会（まちづくり交流会・円卓会議）などの開催

プラットフォーム（設立準備会）を立ち上げる前に、まずは、地域で活動する各種団体の把握をし、自治会長を始め、主な団体の代表者、まちづくりに関心のある人などによる検討会（まちづくり交流会）を開催し、地域のまちづくりに対する機運を高めていきます。この中で、プラットフォーム（設立準備会）の会則、構成団体や市民自治協議会設立までの大まかなスケジュールなどについても話し合います。

### ■ 地域の様々な人々への参加の呼びかけ

市民自治協議会のプラットフォーム（設立準備会）には、地域に強い活動基盤を持つ自治会をはじめ、より専門的な立場から地域課題を解決しようとする各種団体や、まちづくりに関心のある地域住民などに参画してもらうことが望ましいと考えられます。そこで、検討会の開催時には参加していなかった市民自治協議会を構成すると考えられる各種団体や地域住民など様々な人々への呼びかけや周知を行います。

## 第2段階

---

### ■ プラットホーム（設立準備会）の設置、地域課題の発見

参加の呼びかけに応じられた方々により、市民自治協議会のプラットフォーム（設立準備会）を設置し、開催します。プラットフォームの設置後は、その構成員を中心に、地域まちづくり計画や事業計画の作成を行っていくために地域課題の洗い出しや、組織構成、規約の作成などを行っていきます。

地域課題については、構成員の意見をはじめ、アンケート調査実施や意見募集など、なるべく多くの住民の皆さんから課題を収集する方法を検討します。また、市民自治協議会の活動に多くの地域住民の皆さんが自主的に参画していただけるよう、広報紙や回覧を発行するなど周知の工夫も考えられます。

市民自治協議会は、県外他市町村においても、住民自治協議会、地域まちづくり協議会など名称の違いはありますが設立されています。そういった先進地の組織構成、規約、地域まちづくり計画などの資料はホームページなどで公開されてるケースもありますので、協議会設立に向けての参考とすることができます。

【※この段階での支援について】

プラットフォーム（設立準備会）の段階で、地域課題を発見し、その課題解決を行う事業を実施することとなった場合については、必要に応じて支援を行います。

【受けられる支援（案）】

①会場の確保

会議打ち合わせなどを行う際の会場を、市の施設を利用される場合は、市が会場をpushさえることとします。よって、使用料は発生しません。

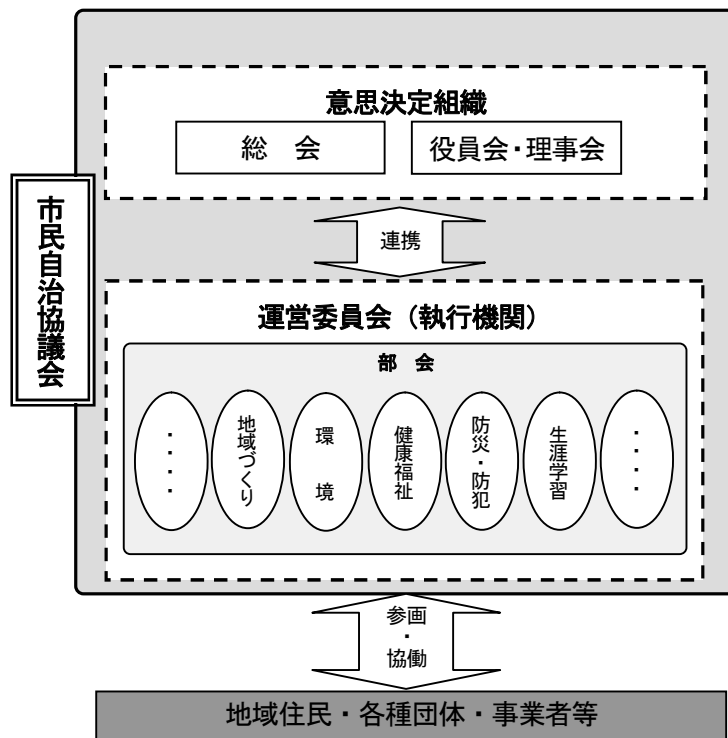
②設立初期活動支援補助金

設立に当たり、きっかけとして、地域の課題解決の事業、地域住民の連帯意識の向上を図る活動・啓発活動等を実施する場合は、予算の範囲内で事業費の2分の1以内の額を支援します。ただし、1準備会につき1事業とし、事業実施初年度を含め、3年間を目途とします。

## ■ 組織構成の検討・規約の作成

市民自治協議会の組織は決まった形があるものではありませんので、地域の実情に応じて決めていくことになります。他市の事例を見ると、予算の決定、地域課題の解決方法の検討、地域の将来像の策定を担う「意思決定組織」（総会・役員会など）と、具体的な地域活動を展開していくための「執行組織」（部会(テーマ別・課題別)）の機能を備えているケースが一般的になっています。市民自治協議会の活動については、民主的・透明性を求められることから、最高意志決定機関である総会を最上位とした組織体制を築いていくことが必要です。また、組織を統括する役員会・理事会なども設置されているケースが多く、テーマ別・課題別部会の調整などを行う組織を設置しているケースも見受けられます。

【組織構成の大枠のイメージ】



## (1) 設置する組織の例

| 区分     | 機関  | 役割  |
|--------|-----|---|
| 意思決定組織 | 総会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域まちづくり計画の承認に関すること</li> <li>・ 協議会の事業計画及び予算に関すること</li> <li>・ 協議会の事業報告及び決算を承認すること</li> <li>・ 理事会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長、会計及び監事を承諾すること</li> <li>・ 理事会の委員を選任すること</li> <li>・ 規約の制定及び改廃に関すること</li> <li>・ その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること</li> </ul> |
|        | 役員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。</li> <li>・ 会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。</li> <li>・ 評議決定した事項を構成員に周知すること。</li> <li>・ 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。</li> <li>・ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。</li> </ul>                                    |
| 執行組織   | 部会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーマ別・課題別に部会を設置し、市民自治協議会のさまざまな活動の企画・立案・実働・報告を行う。</li> </ul>   |

※その他、必要に応じて、テーマ別・課題別部会の横断的な調整を行う組織の設置も考えられます。

### ① 意思決定組織

市民自治協議会の実施する事業を決定するために、意思決定機関を設置します。意思決定機関の一例として、総会・役員会等の設置が考えられます。協議会の組織構成は、地域の実情に応じて決めることとなりますが、総会は必須機関となります。

総会は代議員で構成され、自治会や各種団体から選ばれた代表者が代議員となって、市民自治協議会の実施事業や予算などの重要な案件について審議し、決定する最高意思決定機関として位置づけられます。

総会は構成人数が多くなることが考えられるため、総会において代議員の中から選任された委員で役員会を組織します。役員会では、総会に提出する案件などを審議し、常設の意思決定機関となります。

## ② テーマ別・課題別部会の設置

地域課題の解決に向けた事業を実施するに当たっては、活動のテーマに応じて専門の部会を設置していきます。部会の構成は、活動が充実するよう、同じような活動の目的をもった団体で構成することで、より効果的な活動が期待できます。

テーマ別・課題別部会の設置については、当面の課題解決の活動を行うための必要最小限の部会を設置し、新たな課題が発生したときに、部会を増やしていく方法も考えられます。

### 【部会・取り組みの例】

| 部会名   | 取り組み・活動の例  |
|-------|--|
| 自治・総務 | 協議会情報の発信などの広報活動、地域交流促進、地域のリーダー育成事業等                    |
| 防災・防犯 | 災害時要援護者避難支援、地域防犯活動、消火設備点検、自主防災研修、消火訓練、避難訓練、防犯・安全パトロール等 |
| 福祉・健康 | 福祉事業の推進、高齢者見守り事業、高齢者健康づくり、介護予防、障害者支援、子育て支援、スポーツ大会等の実施等 |
| 文化・教育 | 地域教育、青少年育成、通学合宿、生涯学習の推進等                               |
| 環 境   | 里山の整備・植樹、花づくり、河川美化、環境学習、不法投棄パトロール等                     |
| 交 通   | 道路標識の設置、通学路児童見守り、不法駐輪の防止、交通安全啓発活動等                     |
| 人 権   | 同和研修、その他人権研修・啓発等                                       |

## (2) 役員の構成

市民自治協議会の役員は、会長、副会長、書記、会計、監事、部会長などが考えられ、代議員の中から立候補・推薦の上、総会において決定します。

代議員は、地域内の団体や地域住民の代表として、各団体や各自治会等の推薦などにより選出します。その際には、地域内の構成員から幅広い人材を集めるように配慮する必要があります。

### 【役員等の構成例】

| 役 職 | 主な役割等                               |
|-----|-------------------------------------|
| 会 長 | 市民自治協議会の代表として、協議会の事業運営等を指揮監督します。また、 |

|     |  |
|-----|--|
|     | 総会等の会議の招集を行います。  |
| 副会長 | 会長を補佐し、会長が不在のときは会長の職務を代理します。                               |
| 書記  | 市民自治協議会における会議等記録や各種庶務・事務を行います。                             |
| 会計  | 現金、預貯金、帳簿を適正に処理・管理し会計にかかる事務を行います。現金等の出入金を行う際には、会長の承認が必要です。 |
| 監事  | 協議会における事業運営や会計処理が適正に行われているか監査を行い、その結果を総会にて報告します。           |
| 部会長 | 課題別・テーマ別部会の代表者として、事業を実施する際に部会を指揮監督します。                     |
| 代議員 | 地域内の構成員から選出し、総会における議題についての評議・決定を行います。                      |

※その他、必要に応じて、顧問・相談役などの設置も考えられます。

### (3) 規約の作成

プラットフォーム（設立準備会）で地域課題を洗い出し、それに基づき地域まちづくり計画、組織体制など、これまでの話し合いの大方の方向性ができてくれば、市民自治協議会の規約を作成していきます。

#### 【規約の記載事項例】

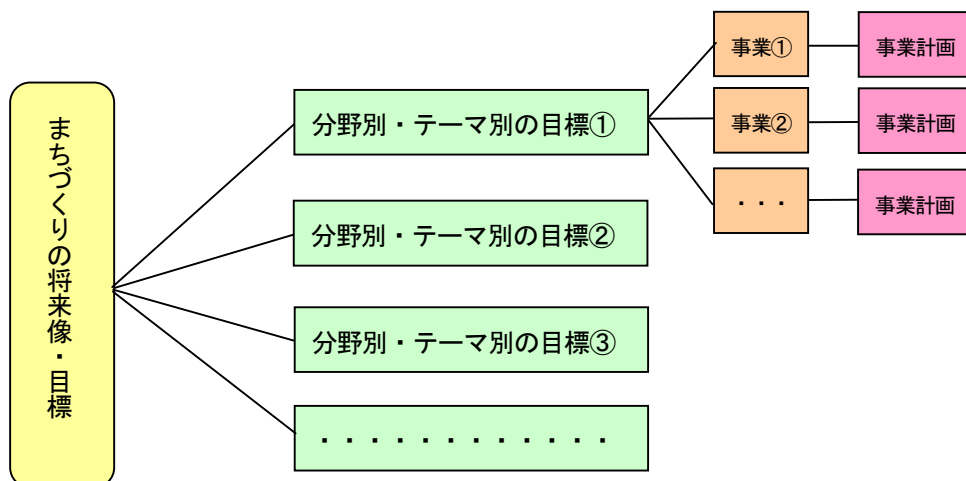
- 名称
- 設立の目的
- 区域
- 事務所の所在地
- 構成員に関する事項
- 活動の内容
- 代表者及び役員等の職務、任期、選出方法に関する事項
- 議決機関及び執行機関に関する事項
- 会計に関する事項（経費・会計年度・監査等）
- 情報公開・個人情報保護に関する事項 等

### 第3段階 地域のまちづくり目標・事業計画の検討、作成（地域まちづくり計画）

地域住民の皆さんが、自分達の住んでいる地域をどのような地域にしていきたいのかという将来像・目標を決めて、それに向かって計画的に取り組んでいくことになりますが、その将来像・目標を定めたものが地域まちづくり計画の基本となります。将来像・目標が定まれば、テーマ別・分野別等に課題を整理し、課題解決をしていくための事業計画も地域まちづくり計画に定めていきます。

ただし、地域まちづくり計画をまとめ上げて策定するまでにはかなりの労力・時間がかかることが考えられます。まずは、地域の課題を洗い出し事業計画を立て、事業を行いながら、それを積み重ねて纏め上げ、地域まちづくり計画を策定していくことも考えられます。

【計画の構成イメージ図（例）】



この他にも、他市の事例を見ると、地域の概要、地域住民の意見の反映・幅広い参画を促す・地域の現状の把握のためのアンケート調査の結果、策定経過等も記載しているケースが見受けられます。

地域まちづくり計画の策定にあたっては、できるだけ多くの地域住民の皆さんの意見を集めるように努め、意見交換・集約をすることで、地区全体で地区の将来像・方向性を共有することができるようになります。このことで、住民の地域への帰属意識の醸成につながることも期待でき、実効性を持った市民自治協議会に発展していく可能性があります。

【地域まちづくり計画に記載する内容】

- まちづくりの将来像・目標
- 将来像・目標に向けての分野別・テーマ別の目標
- 分野別・テーマ別事業計画

その他必要に応じて、

会長のあいさつ、地域概要、地域の課題策定経過、策定メンバー、組織体制、アンケート結果（アンケートを実施した場合）などが考えられます。

【参考：各市の計画に記載されている項目例】

| 組織名              | 計画に記載されている項目   |
|------------------|--|
| 高浜市吉浜まちづくり協議会    | はじめに（計画の位置づけ、構成と期間、策定体制）／現況と特徴・課題（地区の概要、地区のあゆみ、アンケートに見る地区の長所と課題）／地区の将来像とまちづくりの基本方針／まちづくり戦略計画（事業スケジュール、事業名・事業内容・行動目標・実施主体、将来像のイメージ）／まちづくりの推進方策（まちづくりの推進体制）／資料（策定経過、校区マップ等） 全21頁（資料含まず）                                    |
| 伊賀市島ヶ原地域まちづくり協議会 | 地域の特性と人口動態／地域まちづくり目標／各分野別まちづくり目標・基本方針、現状・課題、各種施策 全23頁  |
| 東近江市玉緒地区まちづくり協議会 | はじめに／計画の概要（策定の趣旨、計画の構成と期間、地区の概要、地区の人口と世帯、まちづくりアンケート、地区の現状と課題）／基本計画（まちづくりの将来像〈キャッチフレーズ〉、まちづくりの柱、計画の体系と基本施策）／シンボリックなプロジェクト（里山ハートフルプロジェクト、地域交流プロジェクト、支えアイ(EYE)プロジェクト）／計画推進のために（計画推進体制〈将来イメージ〉）／資料（策定経過、計画策定の経緯） 全44頁（資料含まず） |
| 松山市桑原地区まちづくり協議会  | はじめに／地区の概要／地区のコミュニティの現状／協議会立ち上げの経緯／まちづくりの理念／まちづくりの6本柱と重点目標／重点目標別の主な取り組み／資料（地区年表、地区自慢、アンケート結果等） 全29頁（資料含まず）   |
| 鳥取市湖南地区まちづくり協議会  | はじめに／地域の現状／アンケートからみた現状と課題／地域コミュニティ計画（まちづくりの目標、計画書〈基本目標Ⅰ～Ⅷ〉）／組織（組織図、組織体制、協議会名簿、目的と事業） 全25頁  |
| 呉市仁方町まちづくり推進協議会  | はじめに／まちづくり計画策定の経緯／推進協議会役員名簿／地区の概要／地区の基本計画／今後のまちづくりについて／事業体系図 全9頁   |

## 【計画策定までの流れ（例）】

### ①作成メンバーの決定

地域まちづくり計画を策定するためのメンバーを決めます。メンバーは、プラットフォーム（設立準備会）の構成員が中心となることが考えられます。策定にあたっては、地域住民の皆さんの意見を反映させるために、メンバー以外の地域住民との意見交換会の実施等の検討も必要となってきます。

### ②地域の現状・特色の把握

地域住民の意見やニーズを把握するためのアンケート調査、実際に地域に出向いて実態確認、地域内の人口・世帯数の変化などの統計データや歴史等の各種地域情報の収集、地域内で活動している団体の把握、それらの団体からの聞き取りなどを行い、地域における現状や特色の把握に努めます。

### ③地域の課題の抽出・整理

②で行った地域の現状・特色の把握した情報をもとに、地域の課題の分析・抽出を行い、分野別・テーマ別に地域における課題を整理していきます。

### ④地域の将来像・目標の策定

③で把握・整理した課題をもとに、自分達の住む地域をこういうまちにしたいという地域まちづくり計画の基本となる将来像・目標を定めます。将来像・目標については、分野別・テーマ別に複数にすることも考えられます。

### ⑤分野別・テーマ別事業計画の策定

定めた将来像・目標に向かって、具体的に地域課題を解決していくための方策を検討し、実施する事業の計画を策定していきます。事業計画には、事業の実施主体・役割分担、スケジュール、予算などもあわせて検討していきます。また、地域で実施すべき事業が見えてきたら、その緊急性や重要性に応じて、優先順位をつけていきます。

### ⑥地域住民への周知、計画に基づき事業実施

地域まちづくり計画が出来上がったら、地域内の住民に周知し、事業への協力を呼びかけます。

※地域まちづくり計画の策定についての支援も今後検討していきます。



#### 4 段階 市民自治協議会設立総会の開催、市民自治協議会設立

---

協議会設立総会を開催し、規約、事業計画（地域まちづくり計画）等の議題が議決されれば、必要書類を添付し、市に認定申請を提出します。その後、市の審査を経て、市民自治協議会の設立となります。

市は、認定申請が提出されたら、地域課題解決のために、地域のことは地域で考え、取り組んでいく組織で、民主的で透明性のある組織であれば、自治基本条例に基づく、市民自治の主たる担い手として市民自治協議会を認定します。

設立後には、総会で承認された事業計画（地域まちづくり計画）に基づいて活動を行っていくことになります。

|             |
|-------------|
| 認定への必要書類を記載 |
|-------------|

### Ⅲ. 市民自治協議会ができた後について

協議会設立総会が終わり、市から認定を受けたら、市民自治協議会として、地域の総意に基づき、地域の将来像や課題解決に向けて各種事業に取り組んでいきますが、地域一体で取り組もうという雰囲気を作っていくことが重要です。

協議会で行われる事業には、その地域の皆さんに関わることでありますので、設立後間もない段階では市民自治協議会が設立されたことや事業計画（地域まちづくり計画）、協議会で事業を実施する場合は、その活動を地域の皆さんに対して周知する必要があります。市民自治協議会の事業などが地域において周知されることによって、新たに参加を希望する地域住民や団体等も増え、活動の幅も広がっていくことも期待できることから、地域への周知は大切な活動の一つとして考えられます。

事業に取り組む際には、事業計画や予算を作成し、役割分担を決めていきますが、その際には、各々が持っている特性、能力、資源を活かせるような役割分担に配慮することも必要となってきます。

事業実施後は、実施した事業が当初の計画に合致しているかどうかを検証することが必要です。その際には、多くの住民の理解を得られたか・参加があったか、事業の目標が共有され、事業内容が適切であったか、などの視点から検証していき、次回に実施する事業に反映させていくことが大切となってきます。また、地域の実情に応じて、地域の課題の抽出を定期的に行い、事業に反映させていくという視点も必要となってきます。

## IV. Q & A

Q：自治会と市民自治協議会とはどう違いますか

A：市民自治協議会は、既存の自治会の組織を解体したり、現在自治会で取り組まれている事業全てを小学校区組織に移管するものではなく、自治会の活動を尊重しつつ、ひとつの自治会では解決が難しい課題や、広域で実施した方がより効果的な課題について、小学校区単位以下で取り組んでいただき、よりよい地域づくりを進めていこうという取組を進めていくものです。ですので、個々の自治会活動は引き続き地域住民に一番身近な組織として活動していただきます。

自治会については、地域の人と人、地域と人、さらには地域と市をつなぐ地域活動の核として、地域においてなくてはならない存在であることから、市民自治協議会が設立されたのちも、組織の構成団体の中心的な役割を果たしていただくことになります。

Q：各種団体の活動は今後どうなりますか。また、市民自治協議会との関係はどうなりますか。

A：市民自治協議会と自治会や各種団体は上下でつながっているものでなく、それぞれが協議会の中で、横のつながりを持って、構成団体として、地域内の総意に基づき地域課題の解決のための活動に携わっていくことになります。

ただ、活動をしていく中で、活動の担い手不足によって継続が難しくなった事業については、市民自治協議会の事業として、協議会の構成団体の連携の下に継続して実施することも考えられます。

Q：市民自治協議会を設立すれば、既存の団体の活動に加え、協議会の活動も行うことになり、負担が増え、屋上屋を重ねることにならないでしょうか。

A：地域課題の解決に向けての協議やそれ伴う活動や事業の実施などにより、今まで以上に地域にかかる仕事は増えることは考えられます。しかし、ライフスタイルの変化や地域のつながりの希薄化などにより、役員の担い手不足や、各種行事等への参加数の減少など課題も出てきています。また、少子高齢化や高齢単身世帯の増加などにより、従来の枠組みだけでは対応が難しくなる課題も想定されます。ですので、現状の地域コミュニティを将来的にも維持・発展させていくため、市民自治協議会のような取組が今後重要となってくると考えています。

Q：市民自治協議会の構成員について

A：市民自治協議会の構成員については、区域にある自治会をはじめ、各種団体、事業者、区域内で生活しているすべての住民を構成員として考えます。地域住民の皆さん誰もが参加したいと思えるよう、開放された組織や活動にしていいただきたいと考えています。

Q：地域において、まちづくり組織があるが、この組織が市民自治協議会になることはできるのか。

A：市民自治協議会を構成する団体は、各地域の特性や状況に応じて構成されると思いますので、すべて一律ではございません。ですので、既存の組織がある場合は、それを母体として、様々な地域課題に対し事業や活動を総合的に展開できるようであれば、市民自治協議会として拡充されることも考えられます。

Q：市民自治協議会の区域を概ね小学校区程度以下としていますが、別の区割りは認められないのか。

A：区域については、地域の皆さんのお互いの顔が見える範囲、あるいは地域の特性や課題が共有できるような範囲ということで、概ね小学校区程度以下としています。しかし、各種団体の活動状況・範囲などの状況により、別の区割りで検討される場合は、対象区域内で十分に検討された上で、関連する地域との協議を経ることが必要となってきます。

Q：市民自治協議会の活動資金について

A：活動を行うには資金も必要となります。自主的な活動を推進するということから、必要な資金も地域で自主的に募っていただくのが基本的な考え方です。しかし、地域の課題を地域全体で考え、解決していくことは、地域のニーズに的確に対応して地域の個性に根ざした真の豊かさを実現できるものであろうことから、市としても予算の範囲内で補助金を支出します。

Q：市民自治協議会の活動の拠点施設について

A：継続的に活動するためには、拠点施設も必要になることから、地域にふさわしい場所を拠点施設として活用する必要があります。その場合に、市としても、地域の実情に合わせた形での支援を行います。